

第 2 1 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 2 1 年 7 月 1 7 日(金)10:00 ~
議事堂 6 0 1 特別委員会室

- 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）について調査
- 2 その他

政策法務レポート

第 1 号

平成 21 年 7 月 16 日

企画法務課

議員各位

資料名

三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）について

【概要】

この条例にかかる立案の背景や経緯など条例のあらましに加えて、他の府県における条例との比較、この条例に基づき議決された計画等を調査の上、その結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

担当

議会事務局 企画法務課

政策法務監 原田

Tel 059-224-2877

Fax 059-229-1931

条例のあらまし

1. 条例案立案の背景及び経緯

平成 12 年 8 月、生活振興常任委員会 少子・高齢化・男女共同参画特別委員会連合審査会における三重県男女共同参画推進条例案の審査において、条例案に基づく基本計画の策定について「議会の承認を得て」という規定を入れるべきという、委員の一人からの発言が、きっかけとなったものである。

平成 12 年 9 月 20 日、議員 6 名（全会派）による「地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議決事項に関する条例検討会」が設けられ、同検討会において、7 回にわたって検討が重ねられた。この結果、平成 13 年 3 月 7 日、条例案が提出され、同月 22 日、可決、成立に至った。

この条例は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、条例により議会が議決すべき事件を定めることができること、及び計画の充実が県行政にとって重要であるとの立案者の認識から、県の総合的な、又は一定の基本的な施策に係る計画を、議決の対象としたものである。

なお、併せて、男女共同参画基本計画等他の条例に基づく計画等を定めるに当たっては、議決を要することとされた。

- ・自然環境保全基本方針
- ・環境基本計画
- ・人権施策基本方針
- ・バリアフリーのまちづくり推進計画
- ・男女共同参画の推進に関する基本的な計画

この条例は、議会が県政に係る基本的な計画の審議及び議決を行うことにより、その計画に議会も責任を負うことを明らかにしたものである。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、地方公共団体の策定する長期総合計画等を議決事項とする条例として、都道府県としては全国初の例とされている。

2. 条例の概要

総合計画や総合計画に基づく分野別の基本的な計画であって、その計画期間が 5 年を超えるものが、議決事項とされた。

条例施行時において既に策定されていた三重のくにづくり宣言外 4 本の計画等は、その後変更の際して、議決を要することとされた。

- ・三重のくにづくり宣言
- ・三重県科学技術振興ビジョン
- ・三重県教育振興ビジョン
- ・三重県新エネルギービジョン
- ・三重県青少年健全育成ビジョン

調査結果

1. 他の府県における条例との比較（参照：[参考資料1](#)）

行政に係る基本的な計画を議会の議決事件とするという、本県のこの条例と同様の趣旨の条例は、他の府県においても制定されている。これらについて、条例の成立時期、議決対象となる計画の要件、その計画の年数に係る規定、当該条例に基づいて議決された計画の例等の視点から整理した。

比較結果のポイント

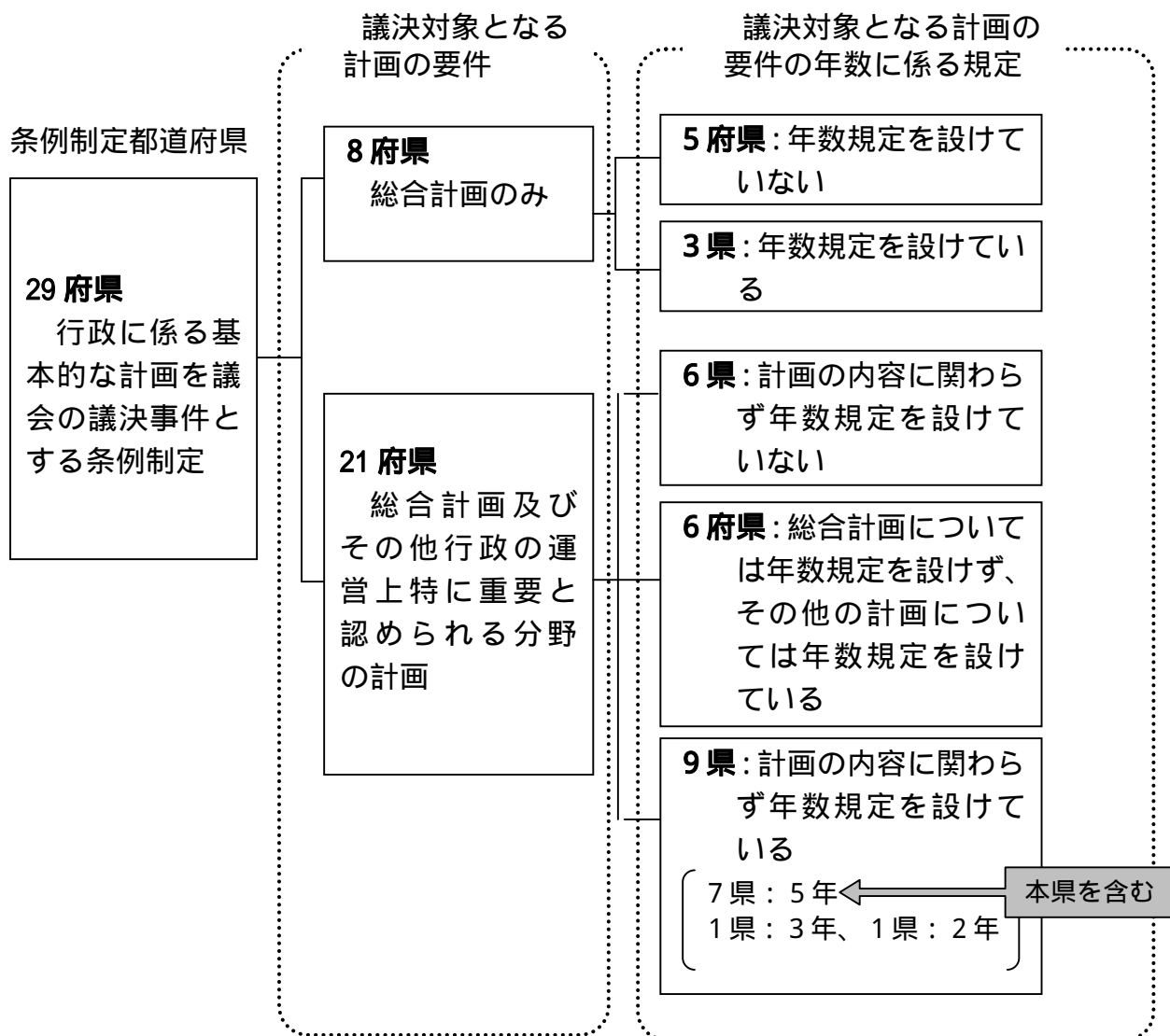
(1) 制定時期

平成 21 年 3 月末現在で、基本計画等を議決事件とする条例を制定しているのは 29 府県。

本県のこの条例は、平成 13 年制定された。他の府県については、平成 15 年から平成 21 年までの間に、毎年 2 ～ 7 府県において制定されている。

(2) 他の府県における議決対象となる計画の要件及びその年数に係る規定
(以下、「年数規定」という。)

なお、以下において「総合計画」とは、府県の行政全般に係る政策、施策等
あるいはこれらの基本的な方向を、総合的又は体系的に定めた計画をいう。



参考資料 1]における分類の内訳

< 議決対象となる計画が総合計画のみであるもののうち >

：年数規定を設けていないもの

：年数規定を設けているもの

< 総合計画以外の計画も議決等の対象となっているもののうち >

：総合計画か否かに関わらず、年数規定を設けていないもの

：総合計画については年数規定を設けず、総合計画以外の計画には年数規定を設けているもの

：総合計画か否かに関わらず、年数規定を設けているもの。

(3) 条例に基づき議決された計画について

総合計画については、多数の府県において条例に基づいて議決され、あるいは条例成立時にすでに策定されていたため附則等において議決の対象となる計画であるとみなすこととされている。

総合計画以外の計画であって、各府県の当該条例に基づき議決対象とすることとされており、その分野は、人権、環境、教育、男女共同参画、まちづくりなどとなっている。しかし、その範囲は、各府県によって様々である。

2. 本県においてこの条例に基づいて議決された計画（参照：[参考資料2](#)）

本県では、この条例の施行後8年が経過し、同条例第2条第1号及び第2号の規定に基づいて、それぞれ2本、計4本の計画が議決された（計画の変更を含む）。これらの計画についての審議経過を取りまとめた。

(1) 事前審議について

この条例に基づき議決を要する計画の場合、その策定又は変更に係る議案の提出に先立って、その計画に関連する常任委員会において、所管事項などとして執行部から説明が行われたり、中間案や素案が示され質疑や討議が行われたりしている。

(2) 付託委員会における審議について

- ・ 新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」の変更(H14.3.20 議決)の場合、主に総務企画常任委員会に付託されたものであるが、これの数値目標のうち関係分は各常任委員会で審議された。
- ・ 三重県総合計画「県民しあわせプラン」の策定(H16.3.19 議決)の場合、付託された総務企画常任委員会において約23分間審議された（議事録から概算）。
- ・ 三重県新エネルギービジョンの変更(H17.3.23 議決)の場合、総務企画常任委員会に付託された。実質的な審議は行われなかった。
- ・ 「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定(H20.11.10 議決)の場合、付託された政策総務常任委員会において、公聴会の実施や議案の訂正を含めて8回審議された。

また、参考のため、この条例に基づくものではないが、他の条例の規定に基づき議決された計画を概観した。

(3) 他の条例の規定に基づき議決された計画について

他の条例の規定に基づき、その策定に当たって議決を要することとされている計画がある。これまで計画の変更を含め、8本の計画が議決された。

参考調査

1. 地方自治法第96条第2項の規定の活用に関する勧告、研究会報告等

この条例の根拠である地方自治法第96条第2項について、近年の考え方、評価等を調査した。

地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)の成立以降の地方分権の推進に関する議論の中で、地方行政体制の整備・確立の必要性が指摘され、その一方策として議会の在り方について研究、勧告等が行われてきている。

特に、この地方自治法第96条第2項については、地方議会の審議の活性化や、機能の強化等の観点から、この規定の活用について、繰り返し研究、勧告等が行われている。

- (1) 平成9年7月 地方分権推進委員会第2次勧告 (参考資料3-1)
- (2) 平成9年11月 自治省事務次官通知 (参考資料3-2)
- (3) 平成10年1月 都道府県議会制度研究会報告(都道府県議会議長会) (参考資料3-3)
- (4) 平成17年12月 第28次地方制度調査会答申 (参考資料3-4)
地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申
- (5) 平成18年3月 都道府県議会制度研究会報告(都道府県議会議長会) (参考資料3-5)
- (6) 平成21年6月 第29次地方制度調査会答申 (参考資料3-6)

2. 行政計画について

(1) 定義等について

現代行政において、計画という手法が広く採用され、その重要性が認識されて、計画について様々な研究や検討が行われてきた。

しかし、行政の複雑多様性を反映して、行政計画は、それ自体が多様であり、かつ様々な目的のため策定されるという意味で多用であるため、その法的定義や法理を的確に論じることは極めて困難であると指摘されている。

(参考)

行政計画について次のような説があり、類似の説も散見されるところである。
「行政上の計画は、その現象形式ないし実施手段が行政規則などの他の作用に付随し、あるいは、これらの作用形式をまとっているために、これを明確に定義づけることは必ずしも容易ではない。しかし、一般に、行政上の計画は、行政が総合的視野のもとで将来の一定期限内に到達すべき目標を設定し、そのために必要な諸手段を調整する作用であると解される。」(出典：南博方・原田尚彦・田村悦一編『行政法』有斐閣 1976 年)「(とはいえ、これも) なお、行政計画の法理が十分に精緻なものになっているとはいいがたい。」(出典：見上崇洋『行政計画の法的統制』信山社 P8)

このように、行政計画の特徴をよく示している説明や、(現在策定されている)大部分の計画について妥当する説明はあるものの、すべての計画に共通するものとはいえず、行政計画について定義をすることは不可能であるとの指摘が多数あるところである。

(2) 役割、機能等について

行政計画の果たしている役割や機能等については、様々に言及されている。次に、行政計画についての説明を例として挙げる。

- ・ 計画は、形の上では一個の行為として見ることができる。しかし、実質から見れば複数の行政手段の複合されたものである。(略) 伝統的な権力的手段のほか、法的拘束力のゆるい定型性の弱い非権力的手段(融資、協定、助言指導等)を数多く用いている。このように、行政手段を適当に組み合わせる新たな行政機能を創り出すところに計画の存在理由がある。(出典：遠藤博也「計画行政と行政計画」『ジュ

リスト 1973 年』 P71))

- ・ 計画は、長期的見通しの下に財政支出をなすことを要求するものであって、(計画が) 予算編成の重要な要素となること自体は、むしろ計画行政の当然の帰結である。(出典：塩野宏外著「国土開発」『現代法学全集 54』筑摩書房 P222))
- ・ 計画が、事実上は、行政機関の活動の基準となり、また国民を誘導する機能をもつことによって、国民生活に大きな影響を及ぼし得る(略)(出典：梅原康生「経済企画庁の公共的分析」『鶴舞工業高等専門学校紀要』 23 号 P1))

3 . 行政計画への議会の関与について

行政計画の公共性、民主制、正当性を担保するため、行政計画策定手続の充実が課題とされ、その一方策として、行政計画の策定あるいは決定の過程における議会の関与も検討されている。

そこでは、議会の関与の必要性を強く主張する見解(積極論)と、議会の関与の必要性を強く認めない見解(消極論)とがある。以下に、その論拠を抜粋する。

積極論

- ・ 現代国家は本質的に「行政国家」であり、(略) 計画化権力の行政部独占というルートを経て進行するとして、行政計画の興隆が、自由・民主主義的憲法原理を危機に陥れる可能性がある。(出典：手島孝「公計画の憲法理論のためのポレミック」法政研究 46 巻 2-4 号、昭和 55 年、P176-179)
- ・ 計画行政の比重が高まり、計画によって行政の基本方針が決定され、間接的にせよ国民(住民)生活に重要な影響を与えていること並びに、国民(住民)の代表たる議会が立法(条例制定)や予算の決定等国又は地方公共団体の重要な意思を決定する権限を有することが、議会制民主主義の本旨であることを考慮すると、計画の内容によってはその決定過程に議会の議決にかからしめることの必要性も一定認められる。(出典：宮崎正寿「行政計画策定手続に関する一考察」自治研究 75 巻第 10 号、平成 11 年 10 月、P58)

消極論

- ・ 内容が専門技術的で社会経済状況に対応した補正を随時必要とする計画に対して国会(議会)が機能的にみて適当な場であるかどうか問題とされる余地がある。(出典:塩野宏「国土開発」『未来社会と法』筑摩書房、昭和51年、P117-261)
- ・ 議会が一度計画を承認した以上、予算決定等その後の議会意思決定も計画の目標や優先順位に拘束されるという「計画拘束」の観念をとれば、逆に、議会の権能が継続的に制約を受ける。(出典:中井勝巳「西ドイツにおける国家計画の議会統制」立命館法学 No.6、昭和54年、P774-776)
- ・ 議会が行政計画の決定に参加しない場合においても、(略)例えば、議会の監視機能(説明要求権、報告受理権など)、質問権能、意見表明権能などを通じて行政計画の策定に能動的に関わることは可能。またほとんどの行政計画はその実行に何らかの予算を伴うものである以上、予算の議決権を有する議会としては、行政計画の執行過程へのチェックを行うことはできる。(出典:宮崎正寿「行政計画策定手続に関する一考察」自治研究 75 巻第 10 号、平成 11 年 10 月、P58)

まとめ

1. この条例が施行され、8年経過したところであるが、この条例に基づいて議決された計画は、計4本である。もとより、この条例においては5年超の計画が議決対象とされていて、当初から総合計画について頻繁な議決は想定していないとみられる。しかし、本条例第2条第2号に基づき「県行政の基本的な施策に係る計画」として議決された計画も、変更1本及び新規策定1本と計2本である。

なお、参考として、この条例案の検討時において、県が策定し現在も動いている計画及び今後策定することが決まっているものとしてリストアップされたものは136本であり、この中から、議決対象として想定した計画は20本であった。

さて、この条例は、自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政を一層推進することを目的としており、制定当時においては、この条例によって、県行政運営の基本となる計画づくりを一層充実することを目指し(H13.3.7本会議提案説明)及び県民にとってわかりやすく、充実した行政サービスの実現

を目指す(H13.3.7 全員協議会における提出者説明)とされていたものである。

しかし、施行の結果として、この条例に基づく審議及び議決の対象となる計画は少なかったところであり、これについては、制定当時に想定されたこの条例の趣旨が十分に活かされているのかという視点から検討する必要があるのではないかと思われる。

2. また、この条例の制定当初に議決対象として想定された計画が、条例の施行後、策定されなくなってきたとも考えられる。

この場合、その背景として、社会経済情勢の変化が著しいという時代の趨勢や、県の総合計画の実施計画である戦略プランに基づいて県の各施策に係る計画が策定されるようになったことなどから、結果的に県が策定する計画については、4年以下の計画期間であるものが多くなったことなどが考えられる。

3. 上記1又は2を踏まえ議決の対象となる計画の範囲について検討を行う場合には、前述「参考調査 2. 行政計画について」を参考に、次の諸点に留意する必要があると思われる。

(1) 行政計画は多様、かつ多様なものであるため、概括することも困難である。

しかし、少なくともこの条例に基づいて議決の対象とするのであれば、議決対象とする計画については、イメージが統一されるなどして概念が構築されなければならない。

その概念とは、議決あるいは議決の前提となる審議に値する計画とはどのようなものであるかについて考え方が整理されることで、導き出されることだろう。

(2) 今後いかなる形態、法的性格、対象範囲、期間(年数規定)、効果等を持つ計画が新たに策定されるか想定することは困難である。

しかし、計画の策定に当たっては、議決対象であるか否かが判断されるものであり、その際には上記の概念及び考え方に基いて判断されることとなる。

従って、その概念等については、明確かつ合理的であることに加えて、汎用、普遍的であることが求められる。

(3) 一例として、年数規定は、それ自体としては明確な判断基準ではある。

しかし、仮に条例において、年数が規定されるのであれば、先に前提として、その年数規定の合理性が説明される必要がある。この合理性とは、例えば、議会の議決とはいかなる意義と認識された上で、どの程度の年数規定が妥当であるということから、説明できるのではないかとみられる。

都道府県の基本計画等を議決事件とする条例について

分類の内訳 <主に議決対象となる計画の年数制限の観点から分類>
 <議決対象となる計画が総合計画のみであるものうち>
 : 年数規定を設けていないもの
 : 年数規定を設けているもの
 <総合計画以外の計画も議決等の対象となっているものうち>
 : 総合計画か否かに関わらず、年数規定を設けていないもの
 : 総合計画については年数規定を設けず、総合計画以外の計画には年数規定を設けているもの
 : 総合計画か否かに関わらず、年数規定を設けているもの。

注1 大阪府議会事務局による基本的な計画等を議決事件とする条例に関する調査（H20.12～H21.1実施）
 を利用して三重県議会事務局が作成
 平成21年3月現在

参考資料1

分類	県名	条例名 (条例番号) <施行年月日>	条例の目的	議決対象となるための要件 (根拠規定) (一部出所:大阪府議会事務局調査)	対象となる 計画の年数 規定	計画が、議決対象であるか否かの 取扱いを行う場 合(出所:大阪府議会事務局調査)	対象としてこれまで可決(報告)されたもの (議決日) 変更、廃止等の特記がなければ策定	附則等において、既存の計画が 該当するとみなされた例
1	山形県	山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成17年10月7日山形県条例第89号) <H17.10.7>	総合計画の策定等に際して議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政を推進することを目的	(1) 議決対象とする計画 次期総合計画(やまがた総合発展計画) (2) 議決範囲等 議会運営委員会において決定 次期総合計画の議決範囲等について(H18.1.16 議会運営委員会決定) 山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例(以下「条例」という。)の議決対象である次期総合計画について、その議決範囲及び審議方法は、以下のとおりとする。 1 議決範囲 条例第2条に定める「基本的な事項」は、次期総合計画にあっては全県計画の長期構想とする。 (第2条(議会の議決))	年数規定なし	議会運営委員会において決定	やまがた総合発展計画 (H18.3.15)	
2	福島県	福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成17年3月25日福島県条例第69号) <H17.3.25>	県民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的	福島県長期総合計画 (第2条(議決すべき計画))	年数規定なし	特に定めていない(対象は長期総合計画のみ)	福島県新長期総合計画「うつくしま21」 (H17.12.19)	
3	石川県	石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成18年12月22日条例第44号) <H18.12.22>	議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たすとともに、県民に対する責任を担いながら、実効性及び透明性の高い総合計画の策定に参画し、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的	石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画 (第2条(議会の議決))	年数規定なし	総合計画の要件により、該当なし	石川県新長期構想(改定)伝統と想像みんで築くふるさとしいかわ (H19.3.16)	一 石川県新長期構想「世界に開かれた文化のくにづくり構想」
4	山梨県	山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例 (平成20年3月28日山梨県条例第25号) <H20.4.1>	議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性の高い県行政の推進に資することを目的	県行政の全般に係る総合的な計画 (第2条(議会の議決))	年数規定なし	議決事件の対象となる総合計画は行動計画の1本のみであるため、疑義が生じる余地がない。	-	一 チャレンジ山梨行動計画
5	大阪府	大阪府議会基本条例 (H21.3.27大阪府条例第59号) <H21.4.1>	(議会がその機能を高め、もって府民福祉の向上及び府政の発展の寄与することを目的)	府政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的に定める計画 (第14条(基本的な計画の議決))	年数規定なし	-	-	
6	岡山県	岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例 (平成17年3月18日岡山県条例第44号) <H17.4.1>	計画策定の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性及び透明性の高い県行政の推進に資することを目的	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的に定める計画 (第2条(議決すべき計画))	5年未満を除く	本条例の対象となる計画かどうか疑義のある場合には、策定方針等がまとまった段階で議会運営委員会において協議する予定	-	一 岡山県長期ビジョン 二 新世紀おかやま夢つくりプラン 三 第三次岡山県行政改革大綱
7	千葉県	千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成21年3月6日条例第25号) <H21.3.6>	合議体としての多様性のある議会が政策の実現に向けて計画の段階から積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性が高く実効性のある県行政を推進することを目的	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的に定める計画、指針その他これらに類するもの (第2条(議決すべき計画等))	3年未満を除く	-	-	
8	福井県	福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例 (平成19年7月20日福井県条例第55号) <H19.7.20>	県民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的	県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的に定める計画 (第2条(議決すべき計画))	3年超に限る	現在のところ事例がないため、決まっていない	-	

分類	県名	条例名 (条例番号) <施行年月日>	条例の目的	議決対象となるための要件 (根拠規定) (一部出所:大阪府議会事務局調査)	対象となる 計画の年数 規定	計画が、議決対象であるか否かの 峻別を行う場 所(出所:大阪府議会事務局調査)	対象としてこれまで可決(報告)されたもの (議決日) 変更、廃止等の特記があれば策定	附則等において、既存の計画が 該当するとみなされた例
9	兵庫県	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 (平成18年2月24日条例第46号) <H18.4.1>	議会と知事その他の執行機関が共に県民に対する責任を担いながら、県政運営における透明性の向上を図り、もって総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的	県行政に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、次に掲げるもの (第2条(定義))	年数規定なし	年度末に計画策定する場合、概ね以下の手続により決定する。 新たに議決対象となる計画があるかどうかについて、当局が当該年度策定予定計画をとりまとめ、知事から議長に協議依頼を行う。(11月頃) 議長は、各党派政務調査会長に協議を依頼する。 各党派政務調査会長は、協議のあった計画の議決可否について協議し、その結果を議会運営委員会に報告する。(12月) 議会運営委員会は、対象計画の議決可否を決定し、議長からその結果を知事に報告する。また、議決対象とする計画がある場合は、議長から知事に告示を依頼する。 議決対象とする計画については、知事が告示を行う。	1.ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)(H21.6.12) 2.第3次兵庫県環境基本計画(H20.12.16)	
10	岩手県	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例 (平成15年10月9日条例第59号) <H15.10.9>	立案段階からの県民及び議会の積極的な参加の下で、わかりやすく実効性の高い計画の策定を図り、もって県民の視点に立った効果的な県行政の推進に資することを目的	1. 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの 2. 上記1に掲げるもののほか、環境、保健福祉、産業振興、社会基盤整備、教育その他県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの (第2条(定義))	年数規定なし	条例所管部局(執行部)の条例解釈に委ねている	1.ひとにやさしいまちづくり推進指針の変更(H21.3.25) 2.若手県保健福祉計画の変更(H20.3.25) 3.若手県保健福祉計画の変更(H18.7.3) 4.若手県総合計画の変更(H17.12.12) 5.若手県総合計画の変更(H17.7.4) 6.いわて男女共同参画プランの変更(H17.7.4)	2に該当 (1) 社会貢献活動の支援に関する指針 (2) 若手県環境基本計画 (3) いわて男女共同参画プラン (4) 若手県自然環境保全基本方針 (5) 若手県新エネルギービジョン (6) 若手県省エネルギービジョン (7) 若手県保健福祉計画 (8) ひとにやさしいまちづくり推進指針 (9) 新しい商工労働観光振興計画 (10) 若手県農業・農村基本計画 (11) 若手県林業基本計画 (12) 若手県水産業基本計画 (13) 若手県住宅・土木基本計画 (14) 若手県教育振興基本計画
11	宮城県	宮城県行政に係る基本的な計画の議決を議会の議決事件として定める条例 (平成15年2月21日宮城県条例第1号) <H15.2.21>	政策の実現に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民にわかりやすく自主性に富んだ県行政を計画的に推進するとともに、透明性の確保及び県民参加の醸成に資することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 2. 上記1の外、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画 (第2条(議決すべき計画))	年数規定なし	知事から議案として提出されている。 (議決事件に当たるか、議会で審査していない)	1.みやぎ森林・林業の将来ビジョン(H20.3.18) 2.新世紀みやぎ森林・林業ビジョン(廃止)(H20.3.18) 3.宮城の将来ビジョン(H19.3.13) 4.宮城県総合計画(廃止)(H19.3.13) 5.宮城県消費者施策推進基本計画(H18.12.12) 6.みやぎ保健医療福祉プラン(H18.3.16) 7.みやぎ商工業振興中期行動計画(H18.3.16) <以上、H18年以降分のみ>	1に該当 一 宮城県総合計画 2に該当 一 宮城県スポーツ振興基本計画 二 みやぎの福祉・夢プラン 三 宮城県産業振興アクションプラン 四 宮城県水産振興ビジョン 五 新世紀みやぎ森林・林業ビジョン 六 宮城県観光立県行動計画 七 みやぎ新時代教育ビジョン
12	長野県	長野県基本計画の議決等に関する条例 (平成17年7月19日条例第50号) <H17.7.19>	透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的	1. 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想 2. 上記1の外、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画 (第2条(議会の議決すべき事件))	年数規定なし	特に定められていない	1.長野県中期総合計画(H19.12.21)	1に該当 (1) 未来への提言 2に該当 (1) 県政改革ビジョン (2) 財政改革推進プログラム (3) 長野県男女共同参画計画 (4) 長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画 (5) 長野県障害者計画 (6) 第四次長野県保健医療計画 (7) 長野県環境基本計画 (8) 長野県水環境保全総合計画 (9) 長野県科学技術産業振興指針 (10) 長野県観光振興基本計画 (11) 産業活性化・雇用創出プラン (12) 2010年長野県農業長期ビジョン (13) 2010年長野県森林・林業長期構想 (14) 長野県水産振興基本計画 (15) 長野県教育長期構想 (16) 信州はくみプラン
13	岐阜県	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 (平成16年12月16日条例第49号) <H17.4.1>	政策の実現に向けて議会が積極的な役割を果たし、知事その他の執行機関と共に県民に対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進することを目的	1. 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの 2. 上記1の外、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものとして列挙(例:総合的な交通体系に関する計画など12本) (第2条(定義))	年数規定なし	新たに策定する基本計画等の策定等が議決の対象となるか否かの判断は、毎年度当初に議会側から、基本計画等の策定、変更及び廃止予定についての文書照会を行い、執行部側からの回答に基づいて、会派代表者会議に諮ったうえで議長が決定している。 対象となるか否かの判断としては、条例策定時の基本計画等の策定の基準であった「地域限定的、事業計画的、個別分野的なものを除外する」という観点から判断している。	1.岐阜県長期構想(H21.3.26) 2.岐阜県男女共同参画計画(H21.3.26) 3.岐阜県地域福祉支援計画(H21.3.26) 4.ぎふ農業・農村振興ビジョンの変更(H21.3.26) 5.岐阜県教育ビジョン(H20.5.18) 6.安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画(H19.12.13) 7.岐阜県産業振興ビジョン(H19.3.15) 8.ぎふ農業・農村振興ビジョン(H18.12.14) 9.岐阜県森林づくり基本計画(H18.12.14) 10.岐阜県環境基本計画(H18.3.23)	1に該当 一 県民協働宣言 2に該当 一 岐阜県総合交通体系指針 二 岐阜県男女共同参画計画 三 岐阜県保健医療計画 四 岐阜県地域福祉支援計画 五 岐阜県環境基本計画 六 ぎふ農業ビジョン 七 岐阜県新エネルギー長期供給計画 八 岐阜県水産振興長期供給計画 九 全県地下水道化構想 十 岐阜県農山村総合整備指針 十一 岐阜県における教育改革の行動指針
14	和歌山県	和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 (平成19年3月14日条例第44号) <H19.4.1>	立案段階から議会が積極的に参加し、もって、議会と知事その他の執行機関が共に県民に対する責任を共に担うことにより、計画的かつ県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的	1. 県の総合計画等県行政全分野にわたり政策及び施策を総合的、体系的に示した計画その他これらに類するもの 2. 県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これらに類するもの (第2条(定義))	年数規定なし	議長が議員で構成する検討組織に諮り、検討する。	1.和歌山県長期総合計画「わかやま21世紀計画」の廃止(H20.3.18) 2.和歌山県長期総合計画(H20.3.18)	1に該当 一 和歌山県長期総合計画
15	青森県	青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例 (平成16年6月30日青森県条例第49号) <H16.6.30>	計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たすことにより、県行政の透明性の向上を図り、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 2. 上記1の外、県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画(法令の規定により策定されるもの及び計画期間が5年未満のものを除く。) (第2条(定義))	1.年数規定なし 2.5年未満を除外	議会運営委員会に諮ることとしている。	1.青森県基本計画未来への挑戦(H20.12.10)(H19年以降)	2に該当 一 青森県環境計画 二 青森県社会福祉基本計画 三 青森県工業振興促進計画 四 青森県地域新エネルギービジョン 五 青森県文化観光基本計画 六 二十一世紀青森県農業の発展方向 七 青森県森林・林業基本計画 八 新青森県水産振興プラン 九 第三次青森県長期総合教育計画
16	佐賀県	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例 (平成21年2月25日条例第29号) <H21.4.1>	県民の負託を受け県民に対する責任を担う議会が、計画の策定段階から積極的な役割を果たし、もって実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い自主性に富んだ県行政を推進することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの 2. 上記1の外、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの (第2条(定義))	1.年数規定なし 2.5年未満を除外			一 佐賀県新エンゼルプラン 二 佐賀県人権教育・啓蒙基本方針 三 佐賀県国際化推進ビジョン 四 佐賀県新エネルギー導入戦略的行動計画 五 佐賀県環境基本計画 六 佐賀県生涯学習推進構想 七 佐賀県文化振興ビジョン 八 佐賀県「食」と「農」の振興計画 九 新しい佐賀の森林づくりビジョン 十 際立つ佐賀県となるための五つの産業戦略 十一 さが(2)ビジョン二〇〇八

分類	県名	条例名 (条例番号) <施行年月日>	条例の目的	議決対象となるための要件 (根拠規定) (一部出所：大阪府議会事務局調査)	対象となる 計画の年数 規定	計画が、議決対象であるか否かの 峻別を行う場 (出所：大阪府議会事務局調査)	対象としてこれまで可決(報告)されたもの (議決日) 変更、廃止等の特記があれば策定	附則等において、既存の計画が 該当するとみなされた例
17	熊本県	熊本県行政に係る基本的な計画の 策定等を議会の議決事件として定める 条例 (平成16年3月12日条例第35号) <H16.4.1>	計画の策定段階から議会が積極的に役 割を果たし、もって、議会と知事その他 の執行機関が県民に対する責任を共に 担いながら、わかりやすく、自主性に富 んだ県行政を推進することを目的	1. 県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定 し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的 に定める計画 (第2条(議決すべき計画))	1. 年数規 定なし 2. 5年以 上のもの	議会と執行部との間で協議して判断する。 その際、執行部側で判断の基準となるもの の観点に基づき説明する。	1.「(まもと)夢への架け橋」教育プラン」(21.3.23) 2.「まもとの夢4カ年戦略(H20.12.18) 3.熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計 画の変更(H20.2.29) 4.「まもと21ヘルスプランの変更(H20.2.29) 5.熊本県森林・林業・木材産業基本計画の変更 (H19.3.15) 6.熊本県環境基本計画(H18.3.22) 7.熊本県労働行政プラン(H18.3.22) 8.熊本県農業計画の変更(H18.3.22) 9.熊本県次世代育成支援行動計画(H17.3.23)	1又は2に該当(いずれに該当かは不明) (1) 熊本県総合計画「パートナーシップ21(まもと (2) 熊本県科学技術振興指針 (3) 熊本県総合情報通信高度化プラン (4) 熊本県水資源総合計画 (5) 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画 (6) 「まもと21ヘルスプラン (7) 「まもと子ども未来プラン (8) 「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画 (9) 熊本県小売商業振興指針 (10) 熊本県工業振興ビジョン (11) 熊本県労働行政プラン (12) 熊本県農業計画 (13) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画 (14) 熊本県水産業振興基本構想21 (15) 熊本県景観整備基本計画 (16) 熊本県就学前教育振興「肥後っかがやきプラン」 (17) 「まもと青少年プラン
18	大分県	大分県行政に係る基本的な計画の 議決等に関する条例 (平成20年12月19日太田県条例第 56号) <H21.4.1>	わかりやすく(実効性の高い)計画の策定 を図るとともに、県民の視点に立った効 果的な県行政を推進することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ 体系的に定める計画その他これに類するもの 2. 上記1の外、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる 政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画その他これに 類するものうち、県行政の運営上特に重要なもの (第2条(定義))	1. 年数規 定なし 2. 5年未 満を除く	-	-	1 該当 一 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」 2に該当 一 大分県行政改革プラン 二 大分県福祉基本計画 三 大分県次世代育成支援行動計画 四 大分県新環境基本計画 五 おおいた男女共同参画プラン 六 おおいた農山漁村活性化戦略2005 七 おおいた土木未来とときめきプラン2005 八 新大分県総合教育計画
19	京都府	京都府行政に係る基本的な計画の 議決等に関する条例 (平成20年3月31日京都府条例第11 号) <H20.4.1>	府民の視点に立った総合的かつ実効性 の高い府政の更なる推進に資することを 目的	1. 府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体 系的に定める計画その他これに類するもの 2. 府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計 画その他これに類するもの (第2条(定義))	1. 年数規 定なし 2. 3年以 上のもの	議会運営委員会に諮る。	-	
20	香川県	香川県行政に係る基本計画の議決 等に関する条例 (平成16年3月26日条例第39号) <H16.4.1>	基本計画の立案の段階から議会が積極 的な役割を果たすことによって、行政運 営における透明性の向上を図り、もって 県民の視点に立った総合的かつ計画的 な県行政の推進に資することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ 体系的に定める計画 2. 上記1の外、県行政の各分野において県民生活に密接にかかわ る施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、行政運営上特 に重要なもの (第2条(定義))	1. 年数規 定なし 2. 3年未 満を除く	-	1.第四期香川県高齢者保健福祉計画(H21.3.19) 2.かがわ障害者プランの変更(H21.3.19) 3.香川県文化芸術振興計画(H20.10.7) 4.香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい 創造プラン後期事業計画の変更(H20.7.16) 5.香川県環境基本計画の変更(H20.7.16) 6.香川県みどりの基本計画の変更(H20.7.16) 7.香川県農業・農村基本計画の変更(H20.7.16) 8.香川県教育基本計画の変更(H20.7.16) 9.香川県行政改革推進プランの廃止及び行政改革 推進のための基本指針の策定(H20.3.19) 10.第四次香川県保健医療計画の廃止及び第五次香 川県保健医療計画の策定(H20.3.19) 11.香川県医療費適正化計画(H20.3.19) 12.県立高校の再編整備基本計画(平成17年度～平 成22年度)の変更(H19.12.14) 13.かがわ食育アクションプラン(H19.3.16) 14.香川県過疎地域自立促進方針(後期)の変更 (H19.3.16) 15.かがわ障害者プランの変更(H19.3.16) 16.かがわ男女共同参画プラン(後期計画)(H18.3.23) 17.香川県環境基本計画(H18.3.23) 18.香川県緑化推進基本計画の廃止及び香川県み どりの基本計画の策定(H18.3.23) 19.香川県高齢者保健福祉計画(第2期)の廃止及び 香川県高齢者保健福祉計画(第3期)の策定 (H18.3.23) 20.第四次香川県保健医療計画の変更(H17.12.16) 21.香川県農業・農村基本計画(H17.7.11) 22.香川県水産業基本計画(H17.7.11) 23.香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎ わい創造プラン後期事業計画(H17.3.27) 24.香川県過疎地域自立促進方針(後期)(H17.3.27) 25.新香川県子育て支援計画の廃止及び香川県次 世代育成支援行動計画の策定(H17.3.27) 26.香川県教育基本計画(H17.3.27) 27.県立高校の再編整備基本計画(平成17年度～平 成22年度)(H17.3.27)	1に該当 一 香川県新世紀基本構想 二 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン 2に該当 (1) 共助の社会づくり推進プラン (2) 香川県行政改革推進プラン (3) かがわ男女共同参画プラン (4) 香川県環境基本計画 (5) 香川県地域新エネルギービジョン (6) 香川県新総合水資源対策大綱 (7) 香川県緑化推進基本計画 (8) 香川県水環境保全計画 (9) 香川県高齢者保健福祉計画 (10) 新香川県子育て支援計画 (11) かがわ障害者プラン (12) 第4次香川県保健医療計画 (13) 香川県農業・農村基本計画 (14) 香川県水産業基本計画
21	群馬県	群馬県行政に係る基本計画の議決 等に関する条例 (平成20年3月27日条例第21号) <H20.4.1>	議会が基本計画の立案段階から関わ り、もって県民の視点に立った透明性の 高い県行政の推進に資することを目的	1. 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ 体系的に定める計画等 2. 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施 策の基本的な方向を定める計画等のうち、県行政の推進のため特に 重要なもの (第2条(定義))	5年未満 のものを除く	所管の常任委員会において計画等が基本 計画に該当するか否かの調査を行い、委員 会の意見を決定し、議長 に報告する。 議長は代表者会議に諮り、当該計画等の 条例適用の要否を決定する。	1.群馬県教育振興基本計画(H21.3.18)	1に該当 一 21世紀のプラン 二 ぐんま新時代の県政方針 2に該当 一 人権教育・啓蒙の推進に関する群馬県基本計画 二 群馬県医療費適正化計画 三 ぐんま子育てビジョン2005 四 ぐんま食育こころプラン(群馬県食育推進計画) 五 群馬県環境基本計画 六 森林政策ビジョン第二次推進計画 七 群馬県農業振興プラン2010 八 新ぐんま経済社会ビジョン(e-VISION) 九 ぐんま新時代労働基本計画(ワークプラン21) 十 はばたけ群馬・県土整備プラン 十一 ぐんまスポーツプラン

分類	県名	条例名 (条例番号) <施行年月日>	条例の目的	議決対象となるための要件 (根拠規定) (一部出所：大阪府議会事務局調査)	対象となる 計画の年数 規定	計画が、議決対象であるか否かの 峻別を行う場 所(出所：大阪府議会事務局調査)	対象としてこれまで可決(報告)されたもの (議決日) 変更、廃止等の特記があれば策定	附則等において、既存の計画が 該当するとみなされた例
22	埼玉県	埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例 (平成16年3月26日条例第35号) <H16.3.26>	政策の実現に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政を推進することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画(議決を要する) 2. 上記1の外、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画(報告を要する) (第2条(議決等すべき計画))	5年未満のものを除く	議決の対象となる計画については特に定めていない。なお、報告の対象となる計画(分野別計画)については、対象となる計画に該当するか否かの判断をするにあたっては、当該計画を所管する委員会の委員長の意見を参考にとることとされている。	【第2条第1項に基づく議決】 1.ゆとりとチャンスの埼玉プラン(H18.12.22議決) 2.彩の国5か年計画21の変更(H16.12.20議決) 【第2条第2項に基づく報告】 1.埼玉県地球温暖化対策実行計画(H21.2.23報告) 2.生きる力と絆の埼玉教育プラン(H21.2.23報告) 3.埼玉県消防広域化推進計画(H20.6.17報告) 4.埼玉県震災対策行動計画(H20.6.17報告) 5.まちづくり埼玉プラン(H20.6.17報告) 6.埼玉県青少年健全育成推進プラン(H20.2.20報告) 7.埼玉県地域保健医療計画(H20.2.20報告) 8.埼玉県健康長寿サポートプラン(H20.2.20報告) 9.埼玉県食育推進計画(H20.2.20報告) 10.すこやか彩の国21プラン(H20.2.20報告) 11.埼玉県景観計画(H19.9.26報告) 12.埼玉県環境基本計画(H19.7.6報告) 13.埼玉県建築物耐震改修促進計画(H19.7.6報告) 14.埼玉県住生活基本計画(H19.7.6報告) 15.企業局経営5か年計画(H19.7.6報告) 16.埼玉県消費生活基本計画の変更(H19.2.19報告) 17.埼玉県男女共同参画推進プラン2010の変更(H19.2.19報告) 18.埼玉県産業元気・雇用アップ戦略(H19.2.19報告) 19.埼玉県第2期科学技術基本計画(H19.2.19報告) 20.第8次埼玉県職業能力開発計画(H19.2.19報告) 21.第8次埼玉県交通安全計画(H18.6.20報告) 22.第6次埼玉県廃棄物処理基本計画(H18.6.20報告) 23.埼玉県防犯のまちづくり推進計画(H17.2.21報告) 24.埼玉県子育て応援行動計画(H17.2.21報告)	1に該当 一 埼玉県長期ビジョン 二 彩の国5か年計画21
23	神奈川県	神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成16年10月26日条例第58号) <H16.10.26>	計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政の更なる推進を目的とする	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの(下記2のほか) 2. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を地域ごとに総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの 3. 上記1及び2の外、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもののうち、行政運営上特に重要なもの (第2条(定義))	5年未満のものを除く	別添 「条例の解釈について」(平成16年11月30日付け政第9号企画部長通知)、「条例の運用について」(平成16年11月30日付け政策課長通知)及び「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例に係る新たな計画等の策定手順について」(平成17年10月21日付け政第21号企画部長(任命通知)のとり、新たな計画を策定する際に、条例の対象に該当するか否かの判断は、所管部長がその判断を行い、計画等の「骨子案」や「素案」等の計画策定のできるだけ早い段階において、その判断した内容を所管常任委員会に報告し、条例上の扱いについて議会の意見を伺い、整理する。	1.かながわ男女共同参画推進プランの変更(H20.3.19or24) 2.神奈川県構想・プロジェクト51及び神奈川県構想・地域計画の変更(H19.7.4) 3.神奈川県環境基本計画の変更(H17.10.5) 4.神奈川県構想・地域計画(H16.12.21)	1に該当 一 神奈川県構想・プロジェクト51 2に該当 一 神奈川県科学技術政策大綱 二 かながわ男女共同参画プラン 三 神奈川県環境基本計画
24	三重県	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (平成13年3月27日三重県条例第47号) <H13.4.1>	自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政を計画的に一層推進することを目的	1. 県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画 2. 上記1の外、県行政の基本的な施策に係る計画 (第2条(議決すべき計画))	5年超に限る	対象となる計画を執行機関が議会に提出することになっており、具体的な選定の基準等については定めていない。	1.「美しく国おこし・三重、三重県基本計画(H20.11.10) 2.三重県新エネルギービジョンの変更(H17.3.23) 3.三重県総合計画「県民しあわせプラン」(H16.3.19)	1に該当 一 三重のくにづくり宣言 2に該当 一 三重県科学技術振興ビジョン 二 三重県教育振興ビジョン 三 三重県新エネルギービジョン 四 三重県青少年健全育成ビジョン
25	滋賀県	滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例 (平成17年3月30日滋賀県条例第37号) <H17.4.1>	県民の負託により一層こたえとともに、透明性の高い県行政の推進に寄与することを目的	1. 県行政の全般に係る政策および施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの 2. 県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもののうち、県行政の推進のため特に重要なもの (第2条(定義))	5年以上のもの	(1) 所管の常任委員会(その計画が特別委員会に付議されている事件に特に密接な関係をもつものであるときは、当該特別委員会)が調査する。 (2) 常任委員会の委員長は、調査の結果、条例第2条の基本計画に該当すると認めるときは、常任委員会に諮り、その結果を議長に報告する。 (3) 議長は、条例第2条第2号の基本計画に該当するかどうかについての意見を議会運営委員会に諮って決定し、知事に述べる。	1.滋賀県基本構想(H19.12.21) 2.滋賀県中期計画の廃止(H19.12.21) 3.しがの農業・水産業新戦略プラン(H18.3.23)	1に該当 一 滋賀県中期計画 2に該当 一 新滋賀県環境総合計画 二 滋賀県健康福祉総合ビジョン 三 滋賀県産業振興新指針 四 しがの農林水産ビジョン
26	奈良県	奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例 (平成20年7月11日奈良県条例第10号) <H20.7.1>	計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的	1. 県行政全般にわたる基本的な政策又は施策の方向を総合的かつ体系的に定める計画等であって、当該計画等 2. 県行政の各分野における基本的な政策又は施策の方向を定める計画等 (第2条(定義))	5年以上のもの	「執行部は、当該基本計画に明らかに該当しないものを除き、原則として定例会の1ヶ月前までに議会に報告する。 「議会に報告のあった計画について、当該計画案に係る除外事項に該当するかどうか等について、各派連絡会で判断する。 「各党派から要請があれば、執行部に対し事前に説明を求めることができるとする。	1.奈良の今後5カ年(平成21年度～平成25年度)の道づくり重点戦略(H20.12.11)	1に該当 一 やまと二十一世紀ビジョン 2に該当 一 奈良県地震防災対策アクションプログラム 二 奈良県長期水需給計画 三 二十一世紀の観光戦略 四 奈良県文化芸術振興プラン 五 やまとユニバーサルデザイン推進指針 六 ボランティア・NPOとの協働ビジョン 七 奈良県地域省エネルギービジョン 八 なら産業活性化ビジョン 九 奈良県農林振興ビジョン二十一 十 奈良の「食」行動計画 十一 なら・半日交通圏道路網構想 十二 県立高校再編計画
27	福岡県	福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 (平成16年12月27日福岡県条例第51号) <H17.4.1>	計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 2. 県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画 (第2条(定義))	5年以上のもの	議決事件にあたるかどうかの決定は、執行部が判断することになっている。	1.第三次福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)(H20.3.28) 2.福岡県行政改革大綱(H19.7.19) 3.福岡地域広域的水道整備計画の改定(H18.10.11) 4.福岡県農業・農村振興基本計画の変更(H18.6.22) 5.第二次福岡県男女共同参画計画(H18.3.27)	1に該当 一 ふくおか新世紀計画基本構想 二 ふくおか新世紀計画基本計画 2に該当 一 福岡県行政システム改革大綱 二 ふくおか新世紀交通ビジョン 三 福岡県水資源総合利用計画(ウォータープラン) 四 福岡県高齢化社会長期ビジョン 五 福岡県児童育成計画 六 福岡県環境総合基本計画 七 ふくおか国際化推進プラン 八 福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン) 九 福岡県男女共同参画計画 十 福岡県観光ビジョン 十一 科学技術立県ふくおか創造指針 十二 福岡県農業・農村振興基本計画 十三 福岡県森林・林業基本計画 十四 福岡県水産振興基本計画 十五 福岡県都市計画基本方針 十六 第二次福岡県生涯学習推進構想

分類	県名	条例名 (条例番号) <施行年月日>	条例の目的	議決対象となるための要件 (根拠規定) (一部出所:大阪府議会事務局調査)	対象となる 計画の年数 規定	計画が、議決対象であるか否かの 峻別を行う場 (出所:大阪府議会事務局調査)	対象としてこれまで可決(報告)されたもの (議決日) 変更、廃止等の特記があれば策定	附則等において、既存の計画が 該当するとみなされた例
28	宮崎県	宮崎県行政に係る基本的な計画の 議決等に関する条例 (平成20年3月26日条例第19号) <H20.4.1>	計画の策定段階から議会が積極的な役 割を果たし、もって県民の視点に立った 透明性の高い県行政の計画的かつ効果 的な推進に資することを目的	1. 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 2. 上記1の外、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、県行政運営上特に重要なものと議会が認めるもの (第2条(定義))	3年未満を 除く	年度当初の幹事長会議において、議決対象とするか否かを協議する	1.宮崎県高齢者保健福祉計画の変更(H21.3.18) 2.宮崎の教育創造プランの変更(H21.3.18) 3.宮崎県スポーツ振興基本計画の変更(H21.3.18)	1に該当 (1) 宮崎県総合計画 2に該当 (1) 宮崎県産業科学技術振興指針 (2) 宮崎県新エネルギービジョン (3) みやざきボランティア活動促進基本方針 (4) みやざき男女共同参画プラン (5) 宮崎県国際化推進プラン (6) 宮崎県人権教育・啓発推進方針 (7) 宮崎県行政改革大綱2007 (8) 宮崎県地域福祉支援計画 (9) 宮崎県医療計画 (10) 宮崎県高齢者保健福祉計画 (11) 次世代育成支援宮崎県行動計画 (12) 宮崎の就学前教育すくすくプラン (13) ひむか青少年プラン21 (14) 宮崎県環境基本総合計画 (15) 宮崎県森林・林業長期計画 (16) 宮崎県観光・リゾート振興計画 (17) 第6次宮崎県農業・農村振興長期計画 (18) 宮崎県水産業・漁村振興長期計画 (19) 都市計画に関する基本方針 (20) 宮崎県景観形成基本方針 (21) 宮崎の教育創造プラン (22) 宮崎県生涯学習振興ビジョン (23) 宮崎県スポーツ振興基本計画
29	長崎県	長崎県行政に係る基本的な計画に ついて議会の議決事件と定める条例 (平成15年10月14日長崎県条例第 59号) <H15.10.14>	県行政に係る基本的な計画の策定等につ いて議会の議決事件として定めること によって、政策の実現に向けて計画の 段階から議会が積極的な役割を果た し、もって、県民にわかりやすく、自主性 に富んだ透明性の高い県行政を推進す ることを目的	1. 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 2. 上記1の外、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画 (第2条(議決すべき計画))	2年未満を 除く	1. 議長において、まず議会の議決事件となるかどうかを判断。 2. 議長において判断に迷う案件についてのみ、各派代表者会議に諮る。	審議された議案を明らかにしていないため不明	1に該当 一 長崎県長期総合計画 2に該当 一 長崎県福祉保健総合計画 二 長崎県地域新エネルギービジョン 三 長崎県産業振興構想 四 長崎県水産業振興基本計画 五 長崎県農政ビジョン 六 長崎県高等学校改革基本方針

左記の条例施行後、議案又は報告として議題に上げられたものであって、一部他の条例の規定に基づき策定されたものを含む可能性がある。

三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例(平成十三年三重県条例第四十七号)等に基づき議決された計画

一 県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画(第2条第1号)

計画名(策定日)	計画期間	議案名	本会議 議決日	付託された 常任委員会	常任委員会における審議 (議案として)	所管事項等として中間案等の 事前議論(年月日及び委員会名)
1 三重のくにづくり宣言(平成9年11月)	H22年度を目標	議案第64号 新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」の変更について	H14.3.20	総務企画ほか5常委会 (数値目標のうち関係分はそれぞれの常委会で審議)	H14.3.13外	・「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の数値目標に関する意見について(H14.1.18@県土整備企業)
2 県民しあわせプラン(平成16年4月)	H16年度～概ね10年	議案第62号「三重県総合計画「県民しあわせプラン」の策定について」	H16.3.19	総務企画	H16.3.16	・「県民しあわせプラン」施策・事業体系における中間案から最終案への見直し・変更等について(H16.3.12@健康福祉環境) ・「県民しあわせプラン」中間案について ・「県民しあわせプラン」について(H15.12.15@健康福祉環境) ・「県民しあわせプラン中間案について」及び「平成16年度当初予算要求状況について」(H15.12.12@農林水産商工) ・「県民しあわせプラン」について(H15.10.10@予算決算特委) ・「県民しあわせプラン」の策定状況、トータルマネジメントシステムの検討状況(H15.10.7@総務企画)

二 前号に掲げるもののほか、県行政の基本的な施策に係る計画(法令又は他の条例に定めのあるものを除く。)(第2条第2号)

3 三重県新エネルギービジョン(平成17年3月改正(当初:平成12年3月))	H17.3月～H22年度	議案第68号 三重県新エネルギービジョンの変更について	H17.3.23	総務企画	H17.3.16	-
4 「美し国おこし・三重」三重県基本計画(平成20年11月)	H21年～H26年	議案第17号「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について	H20.11.10	政策総務	H20.10.1 1 議案第17号「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について」の審査方法 H20.10.6 議案第17号「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について」 H20.10.17 1 「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定に関する公聴会の公述人選定について 外2件 H20.10.22 1 「美し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について 参考人による意見陳述及び質疑【公聴会】 H20.10.22 「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について 公述人による意見陳述及び質疑【公聴会】 H20.10.28 1 議案第17号「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について H20.11.5 1 議案第17号「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について H20.11.10 議案第17号「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画の策定について	1 「美(うま)し国おこし・三重」のめざすところ 2 住民自治の観点から見た「美(うま)し国おこし・三重」(H20.7.10@政策総務) 「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画中間案(素案)について(H20.6.24@政策総務) 「美(うま)し国おこし・三重」三重県基本計画中間案(素案)について(H20.6.20@政策総務) 「美(うま)し国おこし・三重」の取組について(H20.5.29@政策総務)

【参考】その他の条例に基づき議決された計画等

計画名(策定日) 計画の根拠規定	計画期間	議案名	本会議 議決日	付託された 常任委員会	常任委員会における審議 (議案として)	所管事項等として中間案等の 事前議論(年月日及び委員会名)
1 三重県自然環境保全基本方針(平成16年3月30日告示) 三重県自然環境保全条例 (平成十五年三重県条例第二号) 第6条第3項	なし	議案第61号 三重県自然環境保全基本方針の変更について	H16.3.19	健康福祉環境	H16.3.12	三重県自然環境保全基本方針の改正について(H15.12.15@健康福祉環境)
2 三重県環境基本計画(平成16年6月改正(当初:平成9年5月)) 三重県環境基本条例 (平成七年三重県条例第三号) 第9条第3項	H16.6~H22年度	議案第17号 三重県環境基本計画の変更について	H16.6.23	健康福祉環境森林	H16.6.15	三重県環境基本計画改正案(中間案)について(H16.3.12@健康福祉環境) 環境基本計画の改正について(H15.10.3@健康福祉環境)
3 三重県人権施策基本方針(平成18年3月) 人権が尊重される三重をつくる条例 (平成九年三重県条例第五十一号) 第5条第3項	なし (H27年を目途に見直し)	議案第72号 「三重県人権施策基本方針の変更について」	H18.3.23	防災生活振興	H18.3.16	-
4 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(平成19年7月) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 (平成十一年三重県条例第二号) 第8条第3項	H19年度~H22年度	議案第31号「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定について」	H19.6.29	健康福祉病院	H19.6.25	バリアフリーのまちづくり推進条例の改正及びバリアフリーのまちづくり推進計画の見直しについて(H18.12.13@健康福祉病院)
5 三重県男女共同参画基本計画(平成14年3月) 三重県男女共同参画推進条例 (平成十二年三重県条例第七十三号) 第8条第4項	H14年度~H22年度	議案第63号 三重県男女共同参画基本計画の策定について	H14.3.20	生活振興	H14.3.13	三重県男女共同参画基本計画(仮称)素案について(H13.12.10@少子・高齢化・男女共同参画特委) 三重県男女共同参画基本計画(仮称)素案について(H13.11.27@生活振興常委少子・高齢化・男女共同参画特委連合審査会) 三重県男女共同参画基本計画(仮称)策定について(H13.7.17@少子・高齢化・男女共同参画特委)
6 三重県男女共同参画基本計画(改訂版)(平成19年3月) 同上	H19年度~H22年度	議案第56号「三重県男女共同参画基本計画の変更について」	H19.3.14	総務生活	H19.3.7	-
7 三重の森林づくり基本計画(平成18年3月) 三重の森林づくり条例 (平成十七年三重県条例第八十三号) 第11条第3項	H18年度~H37年度	議案第73号 「三重の森林づくり基本計画の策定について」	H18.3.23	健康福祉環境森林	H18.3.15	-
8 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」(平成13年3月) 三重県健康づくり推進条例 (平成十四年三重県条例第五号) 第8条第3項	2001年~2012年	議案第58号 「三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」の変更について」	H20.3.19	健康福祉病院	H20.3.11	-

参考調査 関係目次

- (1) 平成 9 年 7 月 地方分権推進委員会第 2 次勧告 (参考資料 3 - 1) . . . 3
- (2) 平成 9 年 11 月 自治省事務次官通知 (参考資料 3 - 2) 5
- (3) 平成 10 年 1 月 都道府県議会制度研究会報告 (都道府県議会議長会)
(参考資料 3 - 3) . . . 7
- (4) 平成 17 年 12 月 第 28 次地方制度調査会答申 (参考資料 3 - 4)
地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申 10
- (5) 平成 18 年 3 月 都道府県議会制度研究会報告 (都道府県議会議長会)
(参考資料 3 - 5) . . . 19
- (6) 平成 21 年 6 月 第 29 次地方制度調査会答申 (参考資料 3 - 6) 23

地方分権推進委員会第2次勧告 1997/09/03 (抄)

地方分権推進委員会

第6章 地方公共団体の行政体制の整備・確立

IV 地方議会の活性化

地方分権の推進に伴う自己決定権と自己責任の拡大等に対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対するチェック等において、地方議会の果たすべき役割はますます大きくなると考えられる。

このため、国及び地方公共団体は、次のような措置を講ずるものとする。

1. 議会の機能強化等

- (1)地方公共団体における長と議会との機能バランスを保ちつつ、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重し、一層の活性化を図るため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

地方公共団体は、議決事件の条例による追加を可能とする規定(地方自治法 96 条 2 項)の活用を努めること。

国は、臨時議会の招集要件(地方自治法 101 条 1 項)、議員の議案提出要件(同法 112 条 2 項)、議員の修正動議の発議要件(同法 115 条の 2)等の緩和を検討すること。

- (2)機関委任事務制度の廃止に伴い議会の権限が拡大することを踏まえ、地方公共団体は、議員とそれを補佐する議会事務局職員の調査能力、政策立案能力、法制能力等の向上を図るための研修機会の拡大と研修内容の充実に努めるものとする。

- (3)地方公共団体は、議会事務局職員の資質の向上と執行機関からの独立性の確保を図る観点から、専門的能力の育成強化を図るための共同研修の実施、相互の人事交流の促進等の措置を積極的に講じ、中核となる職員の養成、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2. 議会の組織・構成

- (1)地方公共団体は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の設置に当たっては、常にその必要性等を十分吟味した上で行うものとし、必要に応じ、本会議中心の運営を検討するものとする。
- (2)国は、議員定数について、地域の実情等に応じた組織・構成の見直しが弾力的に行えるよう、人口段階を大括りにするなど、基準の一層の弾力化を図る。なお、この基準の見直しに当たっては、減数条例の制定状況を十分に勘案する。

3. 議会の運営

- (1)地方公共団体は、議会の公開性を高めるため、本会議に加え、委員会やその審議記録の公開を一層進め、議会関係の事務についても、情報公開条例の対象に含めるものとする。
- (2)議会活動に対する住民の理解を深めるため、地方公共団体は、休日、夜間議会の開催、住民と議会とが直接意見を交換する場の設定等に努めるものとする。
- (3)無投票当選の増加、投票率の低下等の現状にかんがみ、国は、女性、勤労者等の立候補を容易にするために必要な環境の整備を進めるとともに、専門職、名誉職等議員身分のあり方についても、中期的な課題として検討を進める。

地方自治・新時代に対応した地方公共団体の 行政改革推進のための指針

平成9年11月14日

自 治 省

21世紀の到来を目前に控え、少子・高齢化、ボーダーレス化等の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等社会経済情勢が大きく変化しつつある中で、地方分権の推進が実施の段階に到り、地方自治は新しい時代を迎えようとしている。

このような状況の下で、地方公共団体においては、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが求められている。

一方、国・地方を合わせた長期債務が476兆円(平成9年度末)に達する危機的な財政状況に見られるように、我が国の行財政環境は極めて厳しい状況にある。このため、国においては、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)に基づき、財政構造改革を強力に推進することとしているほか、中央省庁の抜本的な再編にも取り組むなど、行財政改革への強力な取組を進めているところである。

地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革推進のための指針」(平成6年10月7日付け自治事務次官通知)等に基づいて行政改革の推進に取り組んできたところであるが、上記のような状況にかんがみ、地方自治の新時代を自ら切り拓き、国民の期待に応えるためにも、新たな視点に立った一層の行政改革への取組が不可欠である。

このため、以下に指針を示し、各地方公共団体において独自の工夫を加えながら、より積極的な行政改革の推進に努めるよう要請するものである。

なお、市町村合併は、今日、地方公共団体の行政改革とともに地方行政体制の整備・確立のための大きな柱であり、現在国においてその推進のための方策を検討中であるが、各市町村は地域の実情に応じて自主的な合併の推進に取り組むとともに、都道府県においても積極的な支援に努められるよう併せて要請する。

第3 地方議会について

- (1) 地方分権の推進に伴い地方議会の果たすべき役割がますます大きくなることから、国において地方議会の活性化のための施策の検討を進めることとしているが、地方公共団体においても、議決事件の追加等議会の機能強化に意を用いるとともに、自主的に組織・運営の合理化に努めること。
- (2) 委員会審議の公開等議会審議の公開性を高めるとともに、夜間議会の開催等住民の関心が高まるような会議運営に努めるなど地方議会の一層の活性化を推進すること。

地方分権と都道府県議会について(抄)

平成10年1月22日
都道府県議会制度研究会
(都道府県議長会)

2. 議会の権限強化と地位向上のための措置

現在、地方議会には、当該団体の重要事項について意思を決定する権限が認められている。議会が地方分権に対応するためには、まず現行法令に基づく権限を有効適切に行使することが要請される。しかしながら、地方分権の推進にふさわしい活動を行うためには、現行の議会の権限をさらに強化する必要がある。

また、議会がその権限を十分に行使し、機能を発揮するためには、個々の議員の活発な活動によるところが大きいので、議会の核である議員の地位向上のための措置を、この際、明確にする必要がある。

(1) 議決事件等の範囲の拡大

地方自治法は、議会の議決事項を15項目に限定し、そのほかは条例で規定することにより追加できることとしている(第96条)。これらの議決事項は、地方自治法の制定以来、50年の間に若干の変更はあったが、その間、社会経済情勢は大きく変ぼうしてきているので、地方自治法第96条第2項を積極的に活用するほか、さらに議決事項を追加する等、地方議会の権限を強化する必要がある出てきている。例えば都道府県における長期計画の策定、国際交流、災害協定、憲章や宣言等の事件を議会の議決事件に加えるべきである。

地方分権に伴い地方公共団体の自主性を拡大するため、一定金額以上の契約や財産の取得、処分について議会の議決に対する政令による規制をなくし、当該団体の実情に即して条例で自主的にそれらの金額や面積に関して定めることができるようにすべきである。

当該団体が2分の1以上の出資等をしている公社等について、現在、知事は議会に経営状況を報告することが義務づけられている(地方自治法第243条の3)が、これを監査委員における監査と同様、4分の1以上の出資等をしている公社等に拡大すべきである。

なお、当該公社の役員の議会への出席の在り方についても検討する必要がある。

(2) 議会の監視権の明確化

地方自治法には、議会の行政監視権能についての一般的規定が置かれていない。例えば、検査権、監査請求権、100条調査権の規定はあるが、これらは行政監視等のための手段についての規定であり、しかも極めて例外的になされる場合の規定であるので、地方自治法に議会の監視権についての基本規定を設ける必要がある。

地方議会の監視権を明確に規定することにより、地方議会は、当該団体の事務について執行機関に説明を求めるとともに、必要に応じ議決により議会としての意見を述べるができることが明確になる。

(3) 調査権の見直し

地方議会の調査権(地方自治法第100条)は、国会の国政調査権と同じ性格を持ち、調査の実効性を担保するため罰則による強制力が認められている。

国会の国政調査権は、昭和63年に議院証言法が改正され、臨床尋問等調査権の充実と補佐人の選任等証人の人権保護が図られたが、そのとき地方議会の調査権については改正されなかったため、国政調査権に準じた法改正を行うべきである。

(4) 臨時会の招集請求要件の緩和

議員が知事に対し臨時会の招集を請求するときは、現在、議員に提案権があり具体性を有する法律上の事件を示すことが要件となっているが、住民のために論議する場が議会であるので、提案権が長に専属するものを除き、議会で論議の対象となる事件については、これを付議事件として認めるべきである。

なお、地方自治法に議会の監視権に関する基本規定を設ければ、議会が特定の事項について知事等に対し説明を求め、または意見を述べるための臨時会の招集請求が可能となる。

(5) 意見書の提出と誠実処理の義務づけ

地方議会は、当該団体の公益に関する事件について意見書を関係行政庁に提出できる(地方自治法第99条第2項)が、事件の中には国会に関するもの、または国会で審議できるものがあるので、国会にも提出できるようにすべきである。

また、関係行政庁は、意見書を受理する義務があるが、受理後の取扱いについては、何ら規定されていない。意見書は住民の代表である地方議会の要請したものであるから、関係行政庁がこれを誠実に処理すべきことを法令上義務づけるべきである。

(6) 専決処分の見直し

知事は「議会を招集する暇がないと認めるとき」など4つの要件のいずれかに該当する場合に専決処分できる権限を有している(地方自治法第179条)。専決処分のほとんどは「議会を招集する暇がないと認めるとき」に行われているが、交通・通信の発達と議員の常勤化により臨時会を容易に開くことができること、安易な専決処分は、議会の地位の低下につながること等の理由から、専決処分は真にやむを得ないものに限定すべきである。

また、専決処分は事前の議決を回避するものであるから、知事はこれを行うに当たって、議長に対しこの内容を通知することが望ましい。

このほか議会が専決処分を承認しなかった場合、知事は議会で政治責任を明らかにすべきであり、また、地方自治法に必要な措置を講ずるものとする旨を規定すべきである。

(7) 長に対する問責決議等

議会と長が政策等で対立した場合、最終的な解決策として、議会は長に対して不信任決議を

行うことができるが、同種の決議として長に対する辞職勧告決議がなされている。この決議が不信任と同様の効果を生ずるかどうかについては疑義のあるところであるので、議会は長の辞職を相当と考える場合、辞職勧告決議によるのではなく不信任決議によるべきである。

なお、不信任に至らないが、長の責任を追及したい場合、議会は、例えば問責決議、警告決議、改善決議等を可決することにより不信任でないことを明確にし疑義を生じないようにすべきである。

(8) 議員の位置づけと処遇

戦前の議員は名誉職で無報酬とされていたが、現在の議員は非常勤の特別職公務員で報酬、期末手当等の支給が認められている。

地方自治法は都道府県、市町村の議員を区分せず一律に議員として規定しているが、その活動においては、かなりの差がある。都道府県議会議員の活動について見るならば、議会における審議事項も多く、また、団体の区域が広いこともあって、議会活動に相当の時間を要する状況にある。また、閉会中でも住民の要望をきめ細かく取り上げるなどの活動があるため、会期中の本会議・委員会における審議や閉会中の委員会審査だけを議員の公的な活動と定義づけることは実態に沿わなくなっている。

このような議員活動の状況からすると、都道府県議会議員は、限りなく常勤に近い実態にあるといえる。また、各界各層から政治的リーダーシップを発揮できる人材を議員として確保する必要がある。以上の観点から、議員の報酬は議員の地位にふさわしい活動と生活を維持することができる金額とする必要がある。

ただし、報酬額の決定は、議員活動の実績評価と住民の理解を得て行われるべきものであるので、その改定を行うに当たっては、現行の特別職報酬等審議会方式を今後も継続することが適当である。

また、常勤に近い議員の活動状態から、福利厚生の充実、その一環として健康増進事業等を行う必要がある。

現職の議員が死亡した場合の弔慰金の支給については、県政に対する功績や国会議員との均衡、支給対象が遺族であること等を考慮し、社会通念に即したものとすることが適当である。

(9) 議員の定数

議員定数については、現在法律で定める議員定数を条例で自主的に減少させる方式がとられている。議員定数は、議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを前提にして考えるべきである。今後、地方分権の推進に伴って地方公共団体の事務量が増加し、議会の役割が重くなることから、これまでのような一律的な削減論は適当でない。議会の自主性尊重の観点から現行法が定める定数の上限の範囲で、当該地域の人口、面積、事務量等を考慮し、また、住民の意見を聞いて、議会が自主的に条例で定めることとすべきである。

平成17年12月9日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

地方制度調査会

会長 諸井 虔

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について (抄)

当調査会は、地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められてい

る。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての

住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる先進的な取組を参考にしつつ、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。

(2) 具体的方策

① 幅広い層からの人材確保等

住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるような環境の整備、さらには地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題で

ある。

② 議会の組織

議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止することとし、一定の規律が必要な場合には、委員会条例に必要な規定をおくこと等で対応することとすべきである。

また、委員会の委員については、閉会中など一定の場合に委員会条例で定めるところにより、議長が指名することによって選任等ができるようにすべきである。

③ 議会の権能

ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることと

すべきである。

ウ 議会の議決事件の拡大

議会の権能を拡大する見地からは、まず、議決事件の条例による追加を可能とする規定を活用することにより、各地方公共団体の実情に応じた議決事件の追加を図ることが考えられる。

なお、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、自治事務と同様議決事件の追加を認めることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務に関する関与の特性等にかんがみ、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について引き続き検討する必要がある。

④ 議会の運営

ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として公聴会、参考人制度の活用が期待される。

また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、

住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を高めていくべきである。

このほか、会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべきである。

イ 議会事務局の機能の充実

専門的能力を有する職員の養成・確保のための方策を検討するなど、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るべきである。

⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

議会の議員定数については、その上限を法定しており、これを撤廃すべきであるという意見があるが、この点については、条例定数制度の施行から日が浅く、また、市町村合併に伴う定数特例、在任特例等が平成22年3月の合併まで適用されることなどの事情があり、少なくとも当分の間は現在の制度を維持することとした上で、その後の制度のあり方について引き続き検討することとすべきである。

⑥ 長と議会の関係

ア 専決処分のあり方

専決処分は議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合に代わって行う制度であることにかんがみ、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないような手当がなされるべきである。

このため、「議会を招集する暇がないと認める時」の要件を見直し、制度本来の趣旨に即した要件の明確化を図るべきである。その際、必要に応じて委任専決についても検討すべきである。

イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならないものとするべきである。

また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである。

⑦ 小規模自治体における議会制度のあり方

民意の適切な反映、効率的な議会運営等の観点から、少なくとも小規模な自治体については、現行の会期制度を廃し、

週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度を選択できるようにすることを、今後検討すべきである。

改革・地方議会
— さらなる前進へ向けて —

都道府県議会制度研究会報告 (抄)

平成18年3月29日

都道府県議会制度研究会

参 考 資 料

今こそ地方議会の改革を

— 都道府県議会制度研究会中間報告 —

改革 ④**議決権を拡大せよ****(現 状)**

地方自治法第96条第1項は、自治体の意思決定にかかる議決事件として15項目を規定している。15項目については制限列举とされているが、同条第2項により、法定受託事務にかかるものを除き、議決すべき事項を追加することができるとなっている。

地方自治法第96条第1項第5号の契約、第8号の財産の取得・処分事件に関する政令基準についても全国一律となっている。

地方分権推進委員会の第2次勧告(平成9(1997)年7月8日)において、議会の機能強化の観点から、地方自治法第96条第2項の活用に努めることとされ、これを受けて自治省は、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日)において、「議決事件の追加等議会の機能強化に意を用いる」こととした。

各都道府県においては、職員定数、退職手当、分限、証人等の費用弁償に関する事項などを議決事件に追加するとともに、基本計画を議決事件としているなど自主的取組みを推進している。分権改革の趣旨からは、地方議会の議決すべき事件の範囲は、第一義的には、法令に反しない限りにおいて当該自治体が決めるべきである。

(改革の趣旨)

地方自治法第96条第1項の議決事項の制限列举については、知事の担当事務を規定する地方自治法第149条が「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務

を担任する」という概括列举としていることも、均衡を失することとなっていることから、概括列举に改正する。

また、地方自治法第96条第2項により、法定受託事務にかかるものを除き、議決すべき事項を追加することができるかとされているが、法定受託事務についても条例制定権が認められたこととの整合性がとられていないため、議決事項とすることができることとする。

契約締結及び財産の取得・処分の議決事件にかかる政令基準による全国一律的規制をなくし、当該自治体の実状に即して、条例で自主的にそれらの金額や面積に関して定めることができるようにする。

平成21年6月16日

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

地方制度調査会

会長 中村 邦夫

今後の基礎自治体及び監査・議会制度の
あり方に関する答申について (抄)

当調査会は、今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

第3 議会制度のあり方

議会は、多様な民意を反映しつつ、団体意思の決定を行う機能と、執行機関の監視を行う機能を担っているが、十分にその役割を果たしていないのではないかなどの指摘がなお見られるところである。

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理する事務は今後さらに増大するとともに、事務の処理に当たっても、条例により自主的に定めることのできる範囲が拡大するなど、地方公共団体の責任領域が拡大するものと考えられ、議会機能のさらなる充実・強化が求められている。

近年、それぞれの議会において、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続きこのような自主的な取組が進められることが期待される。

分権型社会における議会の役割が十分に発揮されるようにするためには、自己改革の取組に加え、以下のような方向での見直しを行うことが適当である。

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

住民自治に根差した地方行政を実現するとともに、その適正な運営を確保するため、以下のような所要の見直しを行うべきである。

(1) 議決事件

① 契約の締結及び財産の取得又は処分に係る議決

契約の締結及び財産の取得又は処分については、本来、執行機関限りで処理するという考え方もあるが、現行制度においては、地方公共団体の財政運営に与える影響等にかんがみ、政令で定める基準に従い条例で定めるものについては、議会の議決を要するものとされている。

議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

② 議決事件の追加

議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において議決しなければならないとされているもののほか、同条第2項により各地方公共団体の実情に応じ、条例で任意に追加することができることとされている。

各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される。

また、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、第28次地方制度調査会においても答申されたとおり、法定受託事務も

地方公共団体の事務であることからすれば、これを議決事件として追加できるようにすることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務のうち議決事件として追加することが適当でないと考えられるものにどのような措置を講じていくべきかなどについて、検討していく必要がある。

第 22 回議員提出条例に係る検証検討会における討議の論点(座長案)

論点 1 .この条例に基づいて、これまで 4 本の計画が常任委員会等において議案として審議され、議決された。

これらの審議又は議決について、議員としてあるいは県民の視点から、例えば積極的にあるいは消極的になど、どのように評価するか。

なお、これらの計画の場合、その審議に先立って、常任委員会において所管事項などとして調査が行われている。

論点 2 .この条例の制定後 8 年が経過したが、制定当初からの社会経済情勢や県民意識等は相当変化していると考えられる。その変化を踏まえ、この条例の趣旨が十分に活かされなくなってきたといえるか。

あるいは、そもそもこの条例は、中長期的な視点から県の基本的な計画を審議及び議決するという趣旨であって、この趣旨は十分に活かされているといえるか。